

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/1/27 号 (No. 617)

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「CNIPA など 3 機関、知財権担保融資の典型事例の第二陣 10 件を公表」と題する記事を作成しました。

本記事は、1 月 17 日に国家知識産権局（CNIPA）等が発表した「知的財産権担保融資の典型事例（第二陣）の公開に関する通知」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○ 【香港発中国創新 IP 情報】 20250120_CNIPA など 3 機関、知財権担保融資の典型事例の第二陣 10 件を公表

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250120.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 集積回路設計保護を強化、改正条例案が意見募集中(中国知識産権资讯网 2025 年 1 月 15 日)

○ 中央政府の動き

1. 第 11 回目の日中知的財産権ワーキング・グループが東京で開催(商務部公式サイト 2025 年 1 月 21 日)
2. 「一帯一路」特許早期審査試行プロジェクトが始動、1 月 20 日より実施(国家知識産権網 2025 年 1 月 17 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 浙江省がデータ資産管理の新たな指針を発表、イノベーション促進へ(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 21 日)
2. 東部地域の地理的表示保護に関する座談会が福建で開催(国家知識産権網 2025 年 1 月 20 日)

【華南地域】

3. 海南省知識産権局と海口税関が連携強化、知財保護で 5 分野の協力合意(中国知識産権资讯网 2025 年 1 月 14 日)
4. 深セン市、初の知的財産保険製品一覧を公開 81 種類の専用製品を提供(中国知識産権资讯网)

2025 年 1 月 13 日)

5. 深センが AI 特許の新ガイドラインを発表：ポートフォリオ戦略と出願手続きを明確化(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 10 日)

【その他地域】

6. 四川省成都市、知財行政禁止命令を先行的に発行する制度を導入(国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)

7. 四川省、知的財産権仲裁体制を強化 紛争解決の多元的メカニズム整備へ(国家知識産権網 2025 年 1 月 16 日)

○ 司法関連の動き

1. 蘇州地裁、営業秘密侵害で初の訴訟前禁止令を発令＝外資系企業の権利保護を迅速に支援(中国法院網 2025 年 1 月 21 日)

2. 北京市検察機関、地域をまたぐ知財犯罪の摘発に注力(最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 18 日)

3. 中国検察機関、技術関連知的財産権保護を強化 民事・行政訴訟の監督体制整備へ(最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 15 日)

4. 2024 年 1～11 月、知的財産権侵害で 1 万 8000 人を起訴 検察機関が成果を報告(最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 14 日)

5. 海南自由貿易港知識産権法院が設立 4 周年 昨年に 26 件の外国関連事件を受理(海南自由貿易港知識産権法院公式サイト 2025 年 1 月 9 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家版權局など 4 部門、2025 年春節に向け映画著作権保護を強化(中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 17 日)

【華南地域】

2. 広東税関、香港・マカオとの連携深化 多角的な措置で知財保護を強化(中国知識産権報 2025 年 1 月 15 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国の科学技術・イノベーション企業が 60 万社超(中国政府網 2025 年 1 月 22 日)

2. 浙江省のスマート家電産業の専利導航サービス基地が発足(国家知識産権網 2025 年 1 月 20 日)

○ 統計関連

1. 北京、知的財産サービス業で全国をリード＝サービス機関が 9000 社以上に(北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 1 月 22 日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 集積回路設計保護を強化、改正条例案が意見募集中★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の胡文輝副局長は1月15日、国務院新聞弁公室の記者会見で、現在意見募集中の「集積回路配置図設計保護条例修正案」を説明した。今回の改正案は集積回路設計の保護強化を目的とし、主に三つの重点分野で改正が行われる。

第一に、登録・権利確定手続きの改善である。知的財産権の「源流」段階からの保護を強化するため、手続きプロセスの明確化と透明性向上が図られる。

第二に、専有権保護を強化し、権利者の正当な利益を守る。新たに「誠実の原則」に基づく規定を追加し、悪質な侵害行為への懲罰的賠償制度を導入。また、訴訟前の証拠保全手続きを整備し、権利行使の実効性を高める。

第三に、集積回路設計の実施と利用を促進する。職務創作の報酬規定を新設し、共同権利者の権利行使や専有権の譲渡・ライセンス供与・質権設定に関するルールを具体化することで、イノベーションと創造性の活性化を図る。

胡文輝氏は、同局が各方面の意見や提案を十分に聴取し、草案の改訂を引き続き進めるとともに、集積回路設計の登録審査、取消審査などに関する規定、権利侵害に関する行政裁定において技術調査官の関与を強化するための規定を整備していくことを明らかにした。集積回路設計の保護活動の規範化を進めることで、集積回路産業の健全な発展をより一層促進するとした。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年1月15日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141317

○ 中央政府の動き

★★★1. 第11回目の日中知的財産権ワーキング・グループが東京で開催★★★

1月15日と16日に、第11回目となる日中知的財産権ワーキング・グループ（WG）が東京で開催された。双方は、知的財産権戦略、著作権、標準必須特許、商標、営業秘密、植物新品種保護、さらに水際取締、偽造・海賊版犯罪の撲滅、インターネット上の偽造行為への対策、不正競争防止などの問題について、深い議論を行った。

会議期間中、政府と産業界間の円卓会議が開催され、日本側からは中国知的財産権問題研究グループ(中国 IPG)、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)、一般社団法人日本知的財産協会(JIPA)、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)および国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)など、中国側からは中国国際貿易促進委員会(CCPIT) 商事法律センター、ファーウェイ（華為）などが参加した。

双方は、日中知財 WG が交流の強化、懸念事項の解決、協力の深化において果たしてきた積極的な役割を評価し、今後も引き続き意思疎通と協力を深化させ、知財 WG のプラットフォームとしての機能をより一層活用し、両国間の貿易・経済関係が持続的かつ健全に発展するよう努めることで一致した。

(出典：商務部公式サイト 2025 年 1 月 21 日)

https://tfs.mofcom.gov.cn/gzdt/art/2025/art_d46f4034b2b24016b2dac2c3cf692f32.html

★★★2. 「一帯一路」特許早期審査試行プロジェクトが始動、1 月 20 日より実施★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、1 月 20 日から「一帯一路」特許早期審査試行プロジェクトを開始することを発表した。このプロジェクトは、2027 年 1 月 19 日までの 2 年間にわたり実施され、「一帯一路」共同建設国の出願人に対して、より迅速な審査を提供することを目的としている。

国家知識産権局の関連責任者によれば、このプロジェクトは 2024 年 9 月に開催された第 3 回「一帯一路」知的財産権上級会議で決定されたもので、特に「一帯一路」構想に参加する国々の企業や研究開発機関に向けて、中国における特許出願の審査を加速させるための取り組みであるという。

今回のプロジェクトには、最初にトルコ特許商標局が参加することが決まった。この提携は、「中国国家知識産権局とトルコ特許商標局に関する『一帯一路』特許審査加速試行プロジェクト協力意向書」に基づいて実施される。

国家知識産権局は、今後、「一帯一路」共同建設国の特許審査機関との連携をさらに強化し、特許審査分野での協力を深化させる予定である。これにより、質の高い「一帯一路」の構築に向けて、知的財産の力をより多く注ぎ込むことが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 17 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/17/art_53_197208.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 浙江省がデータ資産管理の新たな指針を発表、イノベーション促進へ★★★

近日、浙江省は「データ資産の全プロセス管理を推進するための活動方案」（以下「方案」）を発表した。

「方案」には 15 の具体的な措置が盛り込まれており、データ資産の性質を明確にし、法的に適切な方法でデータの資産化を進め、データ資産管理の革新的な手法を奨励している。特に、データの共有と融合的なイノベーションを促進するため、商業データの価値を市場の力で引き出すことが推奨されている。また、データ資産の確認と登録の規範化に関しては、登録済みで一定の要件を満たしたデータ知的財産権をデータ資産として計上することが支援されている。さらに、データ資産の価値の実現と増加を促進するため、研究開発機関や国有企業がデータ資産登録およびデータ知的財産権登録を基に、データ取引所での上場登録および取引を行うことが奨励されている。

この方案は、浙江省がデータ資産の管理と活用において新たな一歩を踏み出したことを示してお

り、今後の経済発展に寄与することが期待される。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 21 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202501/1990136.html>

★★★2. 東部地域の地理的表示保護に関する座談会が福建で開催★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が主催し、福建省市場監督管理局（知識産権局）が運営する東部地域の地理的表示保護に関する座談会が福建省漳州市で開催された。北京、天津、河北など、東部地域の 10 の省（直轄市）の市場監督管理局（知識産権局）責任者が会議に参加した。

座談会では、CNIPA 知的財産保護司の地理的表示および公式標識部門の責任者が地理的表示保護の全体的な状況について紹介した。また、各地方知識産権局の責任者がそれぞれの地理的表示保護の進捗状況を共有した。国家地理的表示製品保護示範区（福建省武夷山）の所在地政府の責任者は、保護示範区の建設に関する成功事例などを紹介した。

会議では、国家地理的表示製品保護示範区を高標準で建設し、地域の地理的表示保護の発展を力強く推進することが強調された。その後、参加者は漳州地理的表示体験館などの施設を訪れ、地理的表示保護に関する実地調査を行った。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 20 日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/20/art_57_197266.html

【華南地域】

★★★3. 海南省知識産権局と海口税関が連携強化、知財保護で 5 分野の協力合意★★★

海南省知識産権局と海口税関はこのほど、知的財産権保護の包括的な連携推進を目的とした覚書を締結した。両機関は、▽行政法執行の協力強化、▽国際イベント等での連携深化、▽知的財産権侵害情報の共有・対応強化、▽知的財産権啓発活動の推進、▽定例協議会と連絡員制度の設置という 5 つの重点分野で協力体制を構築し、知的財産権侵害対策の強化で合意した。

覚書では具体的に、輸出入時の知的財産権侵害取り締まりに注力し、証拠収集や差押え業務での相互支援を明文化。加えて、越境 EC や大規模展示会・商業イベントでの連携強化により、侵害品流通の防止と迅速な問題解決を図る方針を打ち出した。特に侵害事案が発生した際は、リアルタイム情報共有と共同対応メカニズムを即時発動する体制を整備する。

さらに、日常的な連絡窓口を設置し、定期的な協議会開催を通じて協力枠組みの継続的な改善を約束。両機関は柔軟かつ効率的な運用で、地域のイノベーション環境を守ることに努める。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 14 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141289

★★★4. 深セン市、初の知的財産保険製品一覧を公開 81 種類の専用製品を提供★★★

深セン市市場監督管理局（知識産権局）はこのほど、「深セン市知的財産保険製品一覧（2025 年版）」を発表した。同市が知的財産保険製品の一覧を公表するのは今回が初めてである。一覧には、深セン

市内の6つの保険機関が提供する合計81種類の知的財産保険専用製品が掲載されており、企業の多様なニーズに対応するための選択肢が広がっている。

今回公開された製品一覧には、海外知的財産権保護保険、データ知的財産安全保険、特許許諾信用保険、知的財産資産評価職業責任保険など、特許や商標、営業秘密、著作権、地理的表示、植物新品種、集積回路配置設計、データ知的財産など、幅広いカテゴリーにわたる特色ある製品が含まれている。これらの製品は、深センの知的財産金融公共サービスプラットフォーム「知的財産金融製品スーパー」の専用エリアにも掲載されており、市内の企業が自社のニーズに応じた保険製品を自主的に選択できる仕組みが整備されている。

この取り組みは、金融サービスの迅速な提供とアクセスの向上を図り、企業の資金調達の道を広げることを目的としている。昨年末時点で、深セン市の知的財産保険料は累計で約8000万元に達し、1万7000社以上の企業に対して近70億元のリスク保障を提供している。これにより、企業の知的財産保護に対する意識が高まり、知的財産を活用したビジネス展開がさらに促進されることが期待されている。

深セン市は、中国におけるイノベーションと知的財産保護の拠点として、今後も知的財産関連の金融サービスを充実させ、企業の競争力強化を支援していく方針だ。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年1月13日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141287

★★★5. 深センがAI特許の新ガイドラインを発表：ポートフォリオ戦略と出願手続きを明確化★★★

広東省深セン知的財産権保護センターはこのほど、「人工知能（AI）分野における特許ポートフォリオと特許出願に関するガイドライン」を発表した。このガイドラインは、全国の知的財産権保護センターの中で初めてAI関連の指針を公開したもので、大きな注目を集めている。

ガイドラインの主な内容は、大きく二つの側面に分かれる。第一に、AIに関する特許のポートフォリオについてである。これには、ポートフォリオ戦略、ポートフォリオ出願のタイプ、そして特許権取得の方法などが詳しく示されている。第二に、AI関連の特許出願に関する事項が述べられており、特に、深セン知的財産権保護センターが新たに開設したハイエンド設備製造業と宝飾加工業の特許予備審査サービスを踏まえた内容が重要なポイントとなっている。また、AI特許に関する審査対象の分類番号、早期審査、意匠評価報告書などの新しい試行業務も紹介されている。

さらに、ガイドラインでは、AI特許出願における発明者の身分認定基準や、特許法で保護されない対象、明細書の十分な開示、特許の進歩性、出願書類の欠陥やよくある問題についても詳しく説明されている。

(出典：中国保護知識産権網 2025年1月10日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202501/1989990.html>

【その他地域】

★★★6. 四川省成都市、知財行政禁止命令を先行的に発行する制度を導入★★★

知的財産権の効果的な保護と侵害行為の迅速な抑止をねらい、四川省・成都市市場監督管理局が2024年12月に知的財産権行政禁止命令の先行発令制度を正式に導入した。

制度導入に関して同局が公表した「实施意见」によると、禁止命令の対象となる知財侵害行為は、商標権、特許権、地理的表示、特殊標識などに対する侵害行為である。これらの知的財産権を迅速に保護するために、知財行政禁止命令を先行的に発行する制度となっている。

市場管理当局は、証拠が明確な知財侵害行為に対して、先行的に行政禁止命令を発行することにより、迅速に侵害行為を制止し、権利者の正当な権益を効果的に保護することができる。また、行政禁止命令の先行発令は訴訟前に行われ、行政機関は職権または申請に基づき、侵害者に対して即座に侵害行為を停止させ、侵害行為の継続を効果的に防止することで、権利者への損害を最小限に抑え、高効率な権利保護を実現することも期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025年1月22日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/22/art_57_197323.html

★★★7. 四川省、知的財産権仲裁体制を強化 紛争解決の多元的メカニズム整備へ★★★

四川省市場監督管理局と省司法庁はこのほど、「知的財産権仲裁業務のさらなる強化に関する通達」を共同で発行した。同通達では、四川省が知的財産権分野での紛争解決において仲裁の役割を十分に発揮し、知的財産権紛争の多元的解決メカニズムを整備・改善することを明確にした。これにより、同省は「西部地区のイノベーション拠点」としての地位をさらに強化し、知的財産権強省を支える重要な基盤を築くことを目指している。

通達では、制度の普及、ガイドラインの整備、行政調停と仲裁の連携、サービス能力の向上などに重点を置き、知的財産権保護体制の改革・改善を進めるとしている。これにより、企業や個人が知的財産権に関する紛争を迅速かつ公正に解決できる環境を整備し、イノベーションの促進と経済発展を後押しする狙いだ。

現在、四川省には5つの仲裁機関が知的財産権仲裁業務を行っており、専任・兼任を合わせて320人の仲裁人が活動している。そのうち、知的財産権専門の仲裁人は136人に上り、2024年には135件の知的財産権紛争仲裁案件を受理した。仲裁の総額は1.5億元に達し、同省の仲裁体制が着実に成果を上げていることが示されている。

(出典：国家知識産権網 2025年1月16日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/16/art_57_197186.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 蘇州地裁、営業秘密侵害で初の訴訟前禁止令を発令＝外資系企業の権利保護を迅速に支援★★★

江蘇省蘇州市中級人民法院（蘇州地裁）はこのほど、元従業員による企業の営業秘密侵害を巡る知的財産権紛争において、初の訴訟前禁止令を発令した。この禁止令により、元従業員は前職企業の営

業秘密を第三者に開示することが禁止された。

今回の訴訟を提起したのは、「フォーチュン・グローバル 500」に名を連ねる外資系企業である。同社は、スマートモビリティ、工業技術、消費財、エネルギー、建築分野などで多数のコア技術を保有している。2024 年末、同社は元従業員である被告が在職中に秘密保持規定に違反し、営業秘密を含む複数のファイルを無断で自身の個人メールアドレスに送信したことを発覚。この技術情報が漏洩した場合、企業に甚大かつ回復困難な損害が生じる可能性があるとして、同社は訴訟前の保全措置を裁判所に申請した。

蘇州法院は申請を受理後、直ちに合議体を編成し、わずか 1 営業日で立件、聴聞、証拠審査を完了。翌日には訴訟前保全の裁定を下し、元従業員に通知を行った。裁判所は審査の結果、保全措置を講じなければ同社が被る損害が極めて大きく、その損害が保全措置によって元従業員に与える影響をはるかに上回ると判断した。

この裁定により、元従業員は同社が営業秘密として保護を求める関連技術情報を開示、使用、または第三者に利用させる行為が禁止された。蘇州法院の迅速な対応は、企業の営業秘密を保護するための司法措置の新たな事例として注目されている。

(出典：中国法院網 2025 年 1 月 21 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/01/id/8681350.shtml>

★★★2. 北京市検察機関、地域をまたぐ知財犯罪の摘発に注力★★★

2024 年、北京市の検察機関は、人工知能生成モデルによる著作権侵害事件を含む 1083 件の知的財産権事件を処理し、扱った知的財産権行政裁判の監督事件は全国の 77.4% を占めた。1 月 16 日、北京市検察院の朱雅頻検察長は、同市の第 16 回人民代表大会第 3 回会議で検察活動報告を行い、昨年の知的財産権検察活動の成果を説明した。

効率的な知的財産権の総合管理体制の確立を目指し、検察機関は、「四大検察業務」の一体化履行や京津冀（北京、天津、河北）一体化配置を含む「六つの一体化」業務モデルを導入し、人工知能などの戦略的な新興産業、重点分野、重要な核心技術の知的財産権検察保護を強化した。

報告によると、京津冀地域の検察機関が構築した「地域横断的な知的財産権犯罪の総合的取り締まりメカニズム」が、知的財産権強国の建設における典型的なケースとして選ばれた。このメカニズムに基づき、3 地域の検察機関は合計で 333 件の知的財産権事件を共同処理し、行政機関に逆移送された複数の事件で 31 人に行政処罰が科せられた。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 18 日)

https://www.spp.gov.cn/zdgz/202501/t20250118_680057.shtml

★★★3. 中国検察機関、技術関連知的財産権保護を強化 民事・行政訴訟の監督体制整備へ★★★

1 月 13 日に開催された全国検察長会議で発表された内容によると、中国の検察機関は今後、特許・ソフトウェア・集積回路配置設計などの技術関連知的財産権案件において、民事および行政訴訟の監督を強化する方針を明らかにした。

会議では以下の重点方針が確認された：

▽専門性の強化と総合業務システムの構築により、知的財産権の総合司法保護体制を継続的に強化する。

▽先端技術・新興産業・未来産業における知的財産権保護を優先的に推進する。

▽営業秘密侵害や商標権・著作権侵害犯罪に対し、法的制裁を厳格化する。

▽悪意ある知的財産権訴訟を抑止するため、特別監督体制を恒常的に運用する。

▽技術革新への司法保護を拡充し、罪と非罪、または各罪の境界を厳密に判別し、適正な法適用により健全なイノベーション環境を構築する。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 15 日)

https://www.spp.gov.cn/spp/2025qgjczh/202501/t20250115_679735.shtml

★★★4. 2024 年 1～11 月、知的財産権侵害で 1 万 8000 人を起訴 検察機関が成果を報告★★★

2024 年 1 月から 11 月にかけて、全国の検察機関は知的財産権侵害犯罪に関連し、1 万 8000 人を起訴したことが明らかになった。また、知的財産権に関連する民事、行政、公益訴訟案件を 3973 件処理したことも、1 月 13 日に開催された全国検察長会議で報告された。

検察機関は、知的財産権に関する悪意のある訴訟に対する監視を強化し、イノベーションを促進する良好な環境づくりに力を入れている。さらに、知的財産権検察の総合的な職務を深化させ、ハイテク技術や新興産業、未来産業などの分野における知的財産権の司法保護を強化する取り組みを進め、着実な成果を上げているという。

検察機関は今後も、知的財産権侵害に対する厳格な対応を続け、悪意のある訴訟の監視体制をさらに強化することで、公正な市場環境の維持とイノベーションの促進に貢献していく方針だ。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 14 日)

https://www.spp.gov.cn/zd gz/202501/t20250114_679572.shtml

★★★5. 海南自由貿易港知識産権法院が設立 4 周年 昨年に 26 件の外国関連事件を受理★★★

1 月 8 日、海南自由貿易港知識産権法院（知財裁判所）が設立 4 周年記念の記者会見を開催した。蘇志輝院長が同法院の設立以来、特に 2024 年以降の知的財産権司法保護に関する取り組みと成果を説明した。

2024 年に同法院は各種事件を合計 1319 件受理した。訴訟前調停によって 304 件を解決し、正式に立件・受理したのは 1015 件であった。その内訳は、民事事件が 886 件、刑事事件が 8 件、行政事件が 6 件、執行事件が 115 件である。結審件数は 918 件で、前年同期比 6.5%の増加となった。法定審理期間内の結審率は 94.8%、上訴率（控訴率）は 9.42%、第一審判決の改判率は 0.17%であり、差し戻し審理や再審となった事件はなかった。

今回の記者会見では、自由貿易港知識産権法院が選定した 2024 年度の知的財産権に関する十大裁判例も発表された。これらは、特許、商標、著作権、不正競争・独占禁止など、知的財産権および競争の各分野を網羅し、深海技術やデジタル経済、グリーン低炭素、生物医薬などの新たな分野や新興

産業に関連する内容を含んでいる。

(出典：海南自由貿易港知識産権法院公式サイト 2025 年 1 月 9 日)

<https://hftipc.hicourt.gov.cn/article/detail/2025/01/id/8637408.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家版權局など 4 部門、2025 年春節に向け映画著作権保護を強化★★★

2025 年の春節が近づく中、多くの映画作品が映画館で公開される予定となっており、権利者や産業界、社会全体から注目を集めている。この状況を受け、国家版權局・国家映画局・公安部・文化旅游部の中央 4 部門は、劇場上映作品の著作権保護を強化するための特別対策を発表した。

今回の対策は、劇場映画の著作権保護を強化するため、「事前予防」「事中監督」「事後処理」の 3 段階を柱に据えている。国家版權局は 2025 年度の第一弾として、著作権保護が特に重要とされる劇場映画作品のリストを公表。「ソニック・ザ・ヘッジホッグ 3」を含む人気作品 10 本を指定し、特別な保護措置を適用する。

具体的には、関連するネットサービス提供者に対し、リストに掲載された映画の無許可配信を禁止するとともに、ユーザーによる違法アップロードの防止を義務付ける。侵害コンテンツや不正リンクを発見した場合には、速やかな削除や遮断を徹底する方針が示された。

各地の著作権行政当局に対して、主要なネットサービス提供者向けに著作権保護の重要性を改めて通知し、監視体制を強化するよう指示している。特に無許可でのオンライン配信など著作権侵害行為については、法的措置を迅速かつ厳格に適用する方針が強調された。これにより、映画の著作権保護が一層推進され、春節を迎える映画業界の健全な発展が期待されている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 17 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141328

【華南地域】

★★★2. 広東税関、香港・マカオとの連携深化 多角的な措置で知財保護を強化★★★

税関総署広東分署は先日、香港税関と連携し、深セン港で香港を経由して黄埔から輸出される権利侵害の疑いがある貨物の取り締まりに成功した。リスク管理システムを活用して船舶の動向を監視した結果、合計 1 万 3 千足以上の靴を押収した。この事例は、広東と香港の税関が協力を強化し、知的財産権保護に向けた取り組みを具体的に示すものとなっている。

権利侵害貨物の効果的な防止策を実現し、健全な輸出入秩序を維持するため、近年、広東省の税関は香港やマカオの税関、地方の市場監督管理機関、司法機関などと連携し、情報の相互通報や共有を強化してきた。

昨年、広東省内の税関は「龍騰 2024」や「粵港澳税関による知的財産権保護共同エンフォースメント」などの特別行動を実施し、衣料品、靴、日用品、自動車部品などに重点を置いて、輸出入関連の権利侵害行為の取り締まりを強化した。その結果、広東省の税関は年間で 3400 万点以上の侵害被疑

貨物を押収し、知的財産権の行政保護をさらに強化した。

特に注目すべきは、昨年に広東省の税関が香港税関およびマカオ税関と 3 回にわたり知的財産権保護共同エンフォースメントを実施し、その期間中に 159 万点以上の被疑貨物を押収した点である。これらの特別行動を通じて、グレーターベイエリアにおける知的財産権保護の「高地」構築が強力に推進された。

(出典：中国知識産権報 2025 年 1 月 15 日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2025-01-15&pageIndex=9&cid=1&articleId=526ab429-228c-4c89-b143-2c8b894f2dd5&articleIndex=2&pageId=94286a52-7d50-4a67-98c5-7bd3ee6d4d97>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国の科学技術・イノベーション企業が 60 万社超★★★

1 月 21 日、中国工業・情報化部の張雲明副部長が国務院新聞弁公室での記者会見で、全国の科学技術・イノベーション型企業の数が 60 万社を超えたことを明らかにした。

張副部長は、中国のハイテク企業の総数が 46.3 万社に達し、規模以上の工業ハイテク企業が 16.9 万社に達していることを紹介した。また、すでに 570 社以上の工業企業が世界の研究開発投資上位 2500 社にランクインしており、その占有率は 4 分の 1 に近い。

工業・情報化部は中小企業の高品質な発展を引き続き推進しており、これまでに 1 万 4600 社の「專精特新（専門化・精密化・特徴化・新規性）」の「小巨人」企業を育成した。「小巨人」企業は全国の規模以上の中小工業企業の 3.2%を占め、その利益総額の 10.9%を生み出している。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 22 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_7000370.htm

★★★2. 浙江省のスマート家電産業の専利導航サービス基地が発足★★★

先日、浙江省のスマート家電産業専利導航（IP ランドスケープ）サービス基地の銘板除幕式が浙江省寧波市で開催された。

イベントでは、複数の団体が専利導航サービス基地の知的財産権サービスプラットフォームに関する戦略的協力協定を締結した。中国科学院寧波材料技術・工学研究所は企業と「高性能ポリマ分離膜」プロジェクトに関する契約を結び、浙江大学は企業と「動的微小通路プラスチック押出成形装置及び方法」プロジェクトに関する契約を結んだ。また、上海交通大学医学院の附属病院と企業は「酸素供給可能な鼻腔通気道」プロジェクトに関する契約を結んだ。

基地は前湾新区に設立され、今後は寧波を拠点に全省のスマート家電産業に向けて専利導航成果を定期的に発表する予定である。特にスマート家電分野や、関連するグリーン低炭素技術、新材料などの分野に焦点を当て、専利導航の強みを生かして関連企業に専門的かつ精度の高いサービスを提供する。さらに、専利導航プロジェクトを策定し、産業の革新とアップグレードを支援することを目指す。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 20 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/20/art_57_197265.html

○ 統計関連

★★★1. 北京、知的財産サービス業で全国をリード＝サービス機関が 9000 社以上に★★★

北京市知識産権局の陳威・二級巡視員は 1 月 21 日、北京市人民政府主催の記者会見で、北京市における知的財産サービス業の発展状況について報告した。2024 年末時点で、北京の知的財産サービス機関の数は 9000 社を超え、国家知識産権局（CNIPA）から行政許可を受けた専利代理機関は 1206 社に達している。これは全国の専利代理機関の約 5 分の 1 を占め、全国首位となっている。また、CNIPA 商標局に登録されている商標代理機関は 4456 社に上る。

北京は、専利代理の対外開放にも積極的に取り組んでいる。昨年、フランスの LLR 知的財産権事務所の北京代表処が経済技術開発区に設立され、さらに外国人弁理士 1 名が試験に合格し、北京での業務を開始した。また、海淀区が国家知的財産権保護モデル地区に指定され、海淀サイエンスパークが初の国家知的財産サービス輸出基地として認定された。

さらに、北京国際知的財産サービスホールが建設され、106 の外国代理機関が進出している。同ホールは、イノベーション主体や市民に対し、特許や商標を含む全分野の国際的かつ専門的なコンサルティングサービスを提供している。

北京市は、知的財産サービスの分野で国内外の先進的なモデル都市としての地位を確立しつつある。これらの取り組みを通じて、北京は知的財産保護とサービス提供の国際的なハブとしての役割をさらに強化している。

(出典：北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 1 月 22 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/y8dlzJy3NW_gAEtfESkf6A

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 3 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved